

# 『小坂殿十二番御歌合』について

日比野 浩 信

『小坂殿十二番御歌合』は、福井久蔵氏の「大日本歌書綜覧」<sup>(1)</sup>に、

小坂殿十二番歌合 写一卷

冬興・冬花の二題にて寛政十二年人々の詠めるに、まづ伴蒿蹊判を加へ、小澤蘆庵の再判を加へたるものとの紹介があり、「国書総目録」や、峯岸義秋氏「歌合の研究」<sup>(2)</sup>には、この福井氏の紹介を拠としての記述がある。

その後、熊谷武至氏が「近世書誌刪補」<sup>(3)</sup>に同氏所蔵本（以下、熊谷本と略称）を、奥書部分の影印を示して紹介され、また「本居宣長全集（別巻二）」<sup>(4)</sup>には、この熊谷本を底本として翻刻がなされ、その本文を容易に披見することができるようになった。この熊谷本には蒿蹊の判・蘆庵の再判に加え、本居宣長の加筆があり、そのために「本居宣長全集」に所収されたのであろう。

さて、福井氏によって紹介された伝本は、蒿蹊・蘆庵の判については述べられているものの、宣長の加筆については触れられておらず、かといってこれを無視したものとも思われぬ。とすれば、宣長の加筆のない、熊谷本とは性質を異にする伝本の存していたことが考えられる。ただし、「全集」解題には、

原本は所在不明で、寫本も他に傳本のあることを知らない。

とされており、熊谷本が、唯一知られる伝本であった。その後、白石良夫氏によって九州大学蔵本（以下、九大本）が

紹介されたが、これにもやはり宣長の加筆がある。

少なくとも宣長の加筆の有る本と無い本との、二種の伝本が存していたことがわかるのであるが、現時点においては、宣長加筆のある同一系統の伝本二本のみが知られていることになる。

この二本の他に、大谷大学蔵本（以下、大谷本）と愛知淑徳大学蔵本（以下、淑徳本）、志香須賀文庫蔵本（以下、志香須賀本）の三本の伝存を知り得た。大谷本と淑徳本の二本には、宣長加筆がなく、従来は知られていなかった作者名が明記されており、福井氏が紹介された伝本と同系統の伝本であると思われる。また、志香須賀本は、作者名は見られないが、宣長加筆の他に「千字 橘翁評」として、橘千蔭のものともしき評の書入れがあるので、三本とも、先に知られていた二本とは異なり、一方はその前段階、一方はさらに後段階を示すものと考えられる。近世和歌を考える上で興味深いもののように思われ、その伝本を中心に少しく述べてみたい。稿者は近世和歌について全くの門外漢であるが、流布本とは異系統の伝本を三本知り得たことも何らかの機縁であろうと、敢えて卑見を述べさせていただくものである。

## 二

まず、熊谷本と九大本について略述しておくこととする。もつとも、これら二本については、熊谷氏の著述、『全集』解題、白石氏の御論に述べられる通りであるが、新出三本の性格を明確にするためにも、触れておきたい。

熊谷本は、前述のように所蔵者である熊谷武至氏によって紹介され、『全集』にはこれを底本として翻刻された。原本は未見であるが、『全集』解題に「他に伝本のあることを知らない」とあることから、熊谷本の忠実な翻刻と判断し、奥書以外は全集所収本をもって、熊谷本文とした。その奥書には、

右本居自筆の書入の本を京人にかりてうつしぬ

亥五月

末ほき

享和三年亥十月伊勢人荒木田末壽が写しもたる本をかり得てうつしぬ

遠江国白菅人 夏目甕満

文化二年といふとしのむ月ばかり夏目甕満が本もてうつしぬ

古道

弘化四年五月十日古道の蔵本を香実園に轉借して書写畢

草鹿砥宣隆

とある。熊谷本は、表紙に草鹿砥宣隆の「杉金門」の印があるといい、宣長門人の手によって写し伝えられて来た宣隆書写本で、素性のはっきりした伝本であることがわかる。

一方、九大本は、白石氏の紹介によれば、「四十八番歌合」という外題をもつ二本（甲本・乙本）があり、共に①四十八番歌合、②三十三番歌合、③三十六番歌合、④二十七番歌合を収めるが、その内の一本（甲本）の最後に、内題を「小坂殿十二番歌合」として収められている。甲本に付け加えられたような形式となっていて、乙本にないのは、①④は全て寛政元（一八〇〇）年に行われた宣長判の歌合であり、寛政十二（一八一二）年の宣長「加筆」の歌合は、性質が異なることから、乙本には、意識的に加えられなかったのではないかとの推測ができるが、明確ではない。甲本と乙本の関係については白石氏の御論に詳しく、ここでは省略する。九大本には次のような奥書・識語がある。

右本居自筆の書入の本を京人にかりてうつしぬ

末ほき

こは妙法院宮の宮人たちによませ給ひて御みづからあはせさせ給へるを、伴高蹊によしあししるせと仰ごとありて後に小澤芦菴にもことわらせ給ひつるを、又わが師に此二人の判猶心ゆかざる所あり、そこが思へるやう書て

みせ奉れと、内々宮人して仰せ給へるをうけ給はりて物せられたるなり。此歌合よみ人をしるさざるはもらしたるにやあらん、いかならんしらず。かくて時はかの都日記のたび、享和元年夏の頃、烏丸の旅居のほどの事なりけるとぞ。

#### 夏目麿磨

荒木田末壽の奥書は熊谷本とはほぼ同じで、わずかに「亥五月」の年月を欠く。また、やはり夏目麿磨の手を経てはいるが、こちらは熊谷本とは全く異なる。麿磨本の転写者（熊谷本では小野古道、九大本では現存本書写者）が、殊に古道などに識語の重要性に対する認識がなかったとも思われず、敢えて削除したとは考え難い。また、それぞれ奥書、もしくは識語の一方を書き落としたとも思われない。すると、麿磨は少なくとも二度に渡ってこの「小坂殿十二番歌合」を書写していたと見ておくのが良いように思われる。

この九大本の識語は、成立事情を知る上で注意される。全集解題では、

宣長は宮に拝謁していた上に、寛政五年上京中に高際・蘆庵とも面識を得て以来交わりがあつたので、何らかの徑路でこれを入手し、興の赴くままに、みずからこの歌合にさらに判を加えたものと思われる。

と記されているが、この九大本の識語によれば、宣長は享和元年夏に、宮すなわち妙法院宮真仁法親王自らの依頼によつて加筆したことになる。熊谷本の麿磨の奥書は享和三年十月であるが、九大本の麿磨の識語もこれとほぼ同じ頃に記されたものであろう。宣長は享和元年（一八〇一）九月に没しているが、宣長門下の人物が、その没後さほど隔たらぬ頃に記したものであり、あるいは、宣長本人から聞き及んでいた可能性は充分に考えられ、信頼度の高い記述であるといえよう。

この歌合の成立は、以上のことから概ね知られることとなつたが、更に付け加えるならば、八番・蘆庵再判に

右哥、此御哥合十月の頃、冬花といたされは、初五を冬さむきとして尤しかるへき哥なり。冬深く、まして十二月

の御哥合にはおかれて聞ゆ。

とあることから、十月に題を下され、十二月に被講されたものであることがわかる。

さて、この歌合の作者について、『大日本歌書総覧』に「人々の詠めるに」とあったが、九大本に「宮人たちによませ給ひて」と記されていることから、「宮人」であるということのみがわかる。また、「此歌合よみ人をしるさざるはもらしたるにやあらん、いかならん、しらす」とあることから、甕磨書写本の親本、すなわち末壽書写本において、既に作者名を欠いていたことがわかるが、宣長門人の末壽が意識的に作者名を削除したとは思ひ難く、宣長自筆書入れ本では既に作者名を欠いていたものと推察されよう。更に、宣長の書入れが、

うしともかなしともいはで、たゞ慰とは何をなぐさむにか、俗言の意なり。あかでもいかゞ。(二番)

結句立枝もいたづらごと也。(七番)

右、二ノ句いとわろし。(十番)

などのように、辛らつさには欠けるものの、蒿蔭や蘆庵に比べて、かなりはつきりと批判しているところから、宣長加筆の時点で、既に作者名は付されていなかったと思われる。甕磨が識語で述べているように、蒿蔭・蘆庵は、真仁法親王からの直接の仰せであったことを意識していたであろうし、作者達をも見知っていたはずであろうから、そのためであろう、穏やかな評に終始してしまった。自分の望むような評を下していないことを、真仁法親王は「心ゆかぬ」と感じたのであり、忌憚ない評を得るためには、作者名があつては「思へるやう」を書かせるためには不具合で、作者名を伏せることにしたのはなからうか。その結果、宣長へは「よみ人をしるさざる」本を与えて加筆させたものとみられるのである。九大本の識語に「本居自筆の書入の本」とあり、「本居自筆の本」とはなっていないところから、全文が宣長の筆ではなく、書入れのみが宣長の自筆だったようであり、宣長は、作者名の付されていない本を宮から託されて、そこに直接加筆したものと考えられる。加筆後に返納された本を「京人」(宮の近親のものか、あるいは作者のうちの

一人であろうか。)が所持しており、それを末壽が「かりてうつし」たことになる。

このようにみると、宣長の加筆以降は作者名が無く、逆に、宣長の加筆がなされる前には作者名が備わっていたのであり、事実、後に触れる大谷本・淑徳本には作者名があり、宣長加筆に加え「橘翁」なる人物の書入れがある志香須賀本には作者名が無い。また、元來記されていた作者名を意図的に削除した一本が、宣長加筆のために用意される必要があり、宣長加筆本は、作者名を有する伝本とは性質を異にする伝本と考える必要がある。

ところで、本歌合の名称について触れておく。「小坂殿御歌合」としているが、九大本には「御」の字がない。元來は小坂殿すなわち妙法院真仁法親王の寵を受けていた高蹊・蘆庵や近親の者たちの用いた名称であろうから、「小坂殿」とあわせて「御歌合」とあるのが良からう。また、寛政十二年十二月に行われたのみならず、二十四首十二番であることも、偶然とみるよりは、意識的に数字を揃えたものと見られそうであり(後述のように作者も十二人である)、単に年月や番数を示したのみではあるまい。よって、本歌合の名称は「寛政十二年十二月 小坂殿十二番御歌合」とするのがふさわしいのではなからうか。

以上、よく知られている範囲内で、本歌合については略述し得たと思う。以下、管見に触れた新出三本について述べることにする。

### 三

まず、既出二本と同様、宣長の加筆があり、作者名を欠くなど、共通性が少なくない志香須賀本について触れておきたい。

当該本は、縦二二・六×横一五・三センチの袋綴一冊、墨付十五丁。外題は「三十番歌合 全」と打付け書、「三十」の左に「百十六」と墨書、右に「十一」と朱書するが、もちろん内容とは一致せず、表紙は後に取り付けたものである。

内題は「寛政十二年辛酉十二月／小坂殿十二番御歌合」とあるが、「辛酉」は寛政十三年（享和元年）にあたり、寛政十二年は「庚申」であり、このような誤りを生じているところから、寛政十二年からわずか数年の間に書写されたものではなく、かなり後になって書写されたのであろう。内題に続き、

題 冬興 冬花

作者 左右

判者 蒿蹊 再判 蘆庵

細書○ 本居中衛

千字 橘翁評

とある。作者名としながら「左 右」とのみあるのは、元々、左方・右方に分けてそれぞれに作者名が記されていた、その名残であろう。また、「本居中衛」とあつて「本居大人」などとはしていない。これは宣長門人などによって書き換えられることなく、宣長本人の署名をそのまま伝えるものと考えられる。「千字 橘翁」については後述する。

志香須賀本には、奥書・識語などはなく、書写過程を明確にすることはできない。ただ、共通する箇所を熊谷本・九大本と比較すると、次のような相違点を特色として有している。

まず、熊谷本・九大本では形式上、歌の後に「伴」として蒿蹊の判詞、「小」として蘆庵の再判、「本」として宣長の加筆が整然と順に並べられて対し、志香須賀本では、判の後に再判を記すという順序のみの区別であり、宣長の加筆は、「細字○」とあるように、整理されることなく随所に書入れられており、その始めに○印を付すことで区別されている。

その本文を便宜上、熊谷本と比較して、数例のみ掲げてみたい。

左、ときといはゞおそきとこそいふべけれ（七番）

右の再判の評もきこえぬ事也（同）

再判よりの評、ひがごと也。もといはずしてたゞよりの  
みいへる例も、いと多きものをや（八番）

再判、右の歌評はよろし（同）

ときといはゞおそきとこそいふべけれ（七番左歌の頭）  
此評も聞えぬ事也（同再判の頭）  
此評ひが事なりもといはずしてたゞよりのみいへる例  
もいと多きものをや（八番左判の後）  
此評よろし（同再判の右傍）

ここに掲げたものが全てではないが、熊谷本・九大本では、志香須賀本に比して、その加筆のなされた位置を「右の再判」「右の歌評」などのように、文章で示そうとしていることは瞭然である。通常、整った形式を乱してまで、その適度な箇所へと位置を改めることなどは考え難からう。志香須賀本が宣長書入れの原態であり、熊谷本・九大本では宣長の書入れを盧庵再判の後に一まとめに整理した形態であると考えられるのである。志香須賀本では六番右再判の頭部余白に「此評いかゞ」とあるが、熊谷本・九大本では「右の再判、いかが」などとして存していてもよさそうであるが、これに類する記述は見られない。これなどは、書式を整理した際に書き漏らしたのであろう。志香須賀本の宣長加筆は、宣長自筆書入れの形態をそのまま残していると考えて差し支えないのではなからうか。

すると、宣長加筆の整理改変は、どの時点でなされたものであろうか。志香須賀本は「本居中衛」という宣長自署を残し、宣長加筆は未整理のままである。ところが熊谷本・九大本は、宣長の「自筆書入れの本」を書写したものでありながら、その書入れが整理改変されているのみならず、宣長門人の手を経たためであらう、署名を「本居大人」と改めている。この過程において整理改変がなされたわけである。先述のように龜麿は二度書写しており、それぞれが熊谷本と九大本の祖本となったことになる。龜麿が末壽書写本を整理改変して書写したとすれば、双方の同一の整理と改変を施し得たかどうかは疑問であり、二度に渡って同一の書き漏らしを犯すことも考え難そうである。ここから整理改変は、宣長加筆後で龜麿の書写よりも前、すなわち末壽によって行われたもの考えられる。真仁法親王以外に作者や判者も、



題 冬真 冬花

作者 左 右

判者 萬蹊 再判 蘆菴

細書。 本居中衛  
十字 橋翁評

一書 冬真

左 降法と經ふも或わを携てみせしもの  
うらやまをこぼしきさの形何年

右 勝法かひせきのころもけいひまひまひ  
しりてまろいれさやあはれき  
左 初又二乃の法まひしりてまろいれさやあはれき  
うらやまをこぼしきさの形何年

左 物とみえくは花

右 ちのふさちをまひてまろいれさやあはれき  
うらやまをこぼしきさの形何年

七番 左 右  
初やとまき春やあはれ携てみせしもの  
うらやまをこぼしきさの形何年

右 勝法かひせきのころもけいひまひまひ  
しりてまろいれさやあはれき

一書 冬真

左 降法と經ふも或わを携てみせしもの  
うらやまをこぼしきさの形何年

右 勝法かひせきのころもけいひまひまひ  
しりてまろいれさやあはれき  
左 初又二乃の法まひしりてまろいれさやあはれき  
うらやまをこぼしきさの形何年

それぞれに転写本を所持していたことは想像に難くない。後述のように、真仁法親王宮が「橘翁」に評を依頼したのであろうが、その際には、宣長自筆加筆本を「橘翁」に渡したのではなく、その転写本を与えて評を加えさせたのであり、「橘翁」の評のない宣長自筆加筆本が「宮人」に下賜され、所持されていたとしても、何ら不都合はあるまい。

さて、志香須賀本の最も重要な特徴は「千字 橘翁評」として、宣長加筆以外にも随所に橘翁なる人物の評が書入れられていることである。この橘翁が誰であるかが、問題であるが、「橘翁」から、橘姓の老齢者で、その書入れの冒頭に全て「千」として記述されていることから、「千」が名前や号などを示している人物であることになる。これらの点を満たす人物としてすぐに浮かび上がるのが橘千蔭である。

橘千蔭であるならば、真仁法親王とも交流があったことが知られている。例えば『近世三十六家集略伝』<sup>6</sup>の千蔭の項には、

妙法院の宮一品親王、遠く翁の高名なるを聞しめし、御使して歌をよませ給ふ。また、一年江戸に下向ましける時、屢々其御館にめさして、筆硯紙墨及び絹など若干を賜ひ、君前に歌を詠、画賛を書しめたまひなどして寵ことに渥かりけり。またある時、おまへに侍りしに、宮の御手づから御道服をたまひたりし、実に其さかんなり。人々みなこれを誉れとす。

などである。村田春海の家集『後琴集』<sup>7</sup>には「妙法院宮より橘千蔭が歌めしたまへるをよろこびてよめる歌并序」として長歌（一六四四）とその序文が所収されている。

妙法院宮は当今の御いろせのみこにおはしますなるが、いにしへのみやびごとふかくこのませ給ふあまりに、橘千蔭が名高かるをきこしめし給ひて、ことしやよひ、大舍人岡本保考が一条のおとどの御ともにもるるにおほせごと給はりて、千蔭がよめる歌のなかに山家閑居などの題なるをたてまつらせ給へり、そもそも此百年あまり江戸の

大城にして万の政まうし給ふまに、今は天の下のにぎははしさをただここにしもつどへたれば、おのづからみちみちのかしこき人人もおほくいであて、言の葉に名高かるともがらもこれかれきこゆめれど、かかるかしこきおほせごとをかうぶりて、世におもておこしなることはさらにためしなきわざになん有りける、さるはその身のひとりたぐひなきほまれあるのみかは、かくて県居翁がをしへのあらはれぬべき時いたれりとやいはん、かれよろこばしさにたへずして、すなはちうたへらく（長歌略）

これは、同じく春海の「織錦舎随筆」の「橘千蔭が歌」に

妙法院宮は、当今に御いりせの御子におはしますなるが（中略）橘千蔭が名たか、る事をはるかにきこしめして、寛政の十とせの春、一条右大臣東に下り給ふとき、その御供にてまゐれる大舍人頭岡本保孝におほせごとたまはりて、千蔭がよめる歌の中に、山居、閑居などの題なるを奉らせ給ふ。

と類似の記述がある。他にも小山田与清の「松屋叢話」には、

妙法院一品法親王は（中略）歌人には平春海、橘千蔭、画人には谷文晁を御まへちかうめされて、つれぐの御なぐさめに、御ものがたりなどせさせ給ふ。

のようにある。何より、千蔭の家集「うけらが花」にも

妙法院宮のおほせにて月次の御題をたまはりて、花をよみ侍る

あだなりとたれかいひけむ千よろづのよよにふりせぬ山ざくら花（一六七）

妙法院宮の月次の御題、月を

ながめきて老と成りにしうらみさへわするる秋のよはの月かな（五九三）

妙法院宮のおほせにてよめる絵の歌の内七首

墨がきの梅を

見ればかつかをるばかりにおもほえてちる恨なきうめの花かも（一二三九）

竹のもとに鶴たてり

くれたけの千よにわがよをとりそへて君にゆづるの声ものどけし（一二四〇）

巢父の牛牽けるかた

上つ瀬をいざとめゆかむ世のちりににごれる水はかまもうし（一二四一）

松かさといふものかけるに

おのづから落ちしこのみのおひのほり雲かかる世をまつぞ久しき（一二四二）

竹深留客処といふ詩の心を

くれ竹の夕陰もよしすなほなる代のふることもかたりあかさん（一二四三）

もみぢ散りたる所鹿の跡みゆ

妻ごひに立ちならしけんさをしかの跡見るさへもあはれなりけり（一二四四）

宮の書かせ給へるふじの絵に

神代より高く貴き此山をうつす御筆のすさびにぞ見る（一二四五）

などがあり、真仁法親王と橘千蔭との間に交流があったことは疑うべくもない。

九大本識語によつて、宣長加筆は真仁法親王自身の要望によつてなされたものであることがわかった。この歌合を催した際に、真仁法親王が常に近くに召すことのあつた蒿蔭と蘆庵に判をさせたのは、極自然なことであつた。しかし、この二人はその作者たちをもよく見知っていたはずであり、真仁法親王への遠慮もあり、穏やかな判に終始し、批判らしい批判などはほとんどなされていない。これを「此二人の判、猶心ゆかざる所あり」と感じた真仁法親王は、宣長にも加筆させたのである。「橘翁」が橘千蔭であれば、その交流関係と、宣長加筆の経過からも、真仁法親王が自らの意

思で千蔭に評を依頼することは充分にあり得ることであり、宣長の加筆後、更に千蔭に評を加えさせたのではないかと考えられるのである。主催者の求めに応じて書入れが行われた以上は、伝本の書写者や所蔵者が書入れを加えたり、押紙に何らかの記述を残す享受過程での増幅とは全く次元が異なり、その成立の一過程として取り扱うべきものである。宣長加筆以降に書入れが行われた例として、九大本の押紙書入れがある。これは、白石氏の述べられるように表紙見返しの押紙に、

此一、まきを写してよとのたまはせけるま、筆をとり侍けるついでに、こゝろ（にう）かべることもを一ひら二ひらかきそへおき侍しを、ことぐに物せよとそ（ゝ）のかし給ひけるを、いなみなんも中くにをこなりとふた、び筆をわな、かし侍ぬ。（以下略）

とされる通り、書写者によって書き記されたものである。本歌合の享受の一樣相ではあるが、生成過程の一端を担うものではなく、志香須賀本の「橘翁評」とは同日に扱うべきではない。

志香須賀本の「橘翁」は橘千蔭であると推察され、千蔭であれば、蒿蹊、蘆庵、宣長、千蔭と近世後期の名だたる四人がこの歌合に関与したことになる。これによっても、志香須賀本の少なからぬ資料的価値が認められるのではなからうか。

#### 四

ここまでに触れた三本は、全て宣長の加筆を有し、あるいは更に千蔭の評までもが加えられており、「大日本歌書綜覧」に紹介された本とは異なったものであるらしい。ここに、宣長加筆以降の手を加えられていない伝本を二本確認することができた。大谷本と淑徳本である。以下、この二本について略述しておきたい。

大谷本は、二十七・七×二十・五センチの袋綴一冊。共紙表紙で墨付十七丁。外題「寛政十二年十二月／小坂殿ノ十

二番御歌合」と打ち付け書、内題なし。はじめに次のようにある。

題 冬興 冬花

作者 左 右

春鷗丸 権僧正真応

法眼純方 右衛門大尉永亨

法眼行章 僧宗弼

藤原宗順 源重栄

加茂千保 加茂保考

源相尹 僧道覚

判者 蒿蹊 再判 蘆庵

淑徳本は、二十三・五×十六・七センチ、袋綴一冊。墨付十三丁。外題は題簽に「小坂殿十二番御歌合」、その下に「判者蒿蹊／再判芦庵」と並べて小書にする。内題は「寛政十二年十二月／小坂殿十二番御歌合」とあり、引き続き、大谷本と同一の、題・作者などの記載がある。

また、二本とも、各歌に作者名が明記されており、次のようになる。

一番 左 純方 右 真応

二番 左 千保 右 永亨

三番 左 宗純 右 宗弼

四番 左 行章 右 重栄

五番 左 御児 右 保考

淑徳本(一才)

寛政三年五月

小坂殿十三番御歌合

題 冬興 冬花

作者 左

春鵬丸

法眼純方

法眼行章

藤原宗順

加茂子保

源相尹

右

権僧正貞應

在齋門之尉水亨

僧宗炳

源重榮

加茂保考

僧道覺

判者 高踐

再判

蘆菴

同(二ウ)

一番 冬興

左

純方

あつちのきりぎりすをわきて吟人の  
けりあやうきさきさき雪の影あけ

右

真應

戯の子がいに人の心おもをさそと  
きりぎりすをわきて吟人の

左五二句へのほそはよりまてぬ

けりあやうきさきさき雪の影あけ

あつちのきりぎりすをわきて吟人の

同じ事なり

同(八ウ・九才)

あつちのきりぎりすをわきて吟人の  
けりあやうきさきさき雪の影あけ

右

保考

あつちのきりぎりすをわきて吟人の  
けりあやうきさきさき雪の影あけ

あつちのきりぎりすをわきて吟人の  
けりあやうきさきさき雪の影あけ

あつちのきりぎりすをわきて吟人の  
けりあやうきさきさき雪の影あけ

あつちのきりぎりすをわきて吟人の  
けりあやうきさきさき雪の影あけ

あつちのきりぎりすをわきて吟人の  
けりあやうきさきさき雪の影あけ

八番

左

相尹

あつちのきりぎりすをわきて吟人の  
けりあやうきさきさき雪の影あけ

右

道覺

あつちのきりぎりすをわきて吟人の  
けりあやうきさきさき雪の影あけ

あつちのきりぎりすをわきて吟人の  
けりあやうきさきさき雪の影あけ

あつちのきりぎりすをわきて吟人の  
けりあやうきさきさき雪の影あけ

六番 左 相尹 右 道覚 (以上、題「冬興」)

七番 左 御児 右 保考

八番 左 相尹 右 道覚

九番 左 千保 右 永亨

十番 左 純方 右 真応

十一番 左 宗純 右 宗弼

十二番 左 行章 右 重栄 (以上、題「冬花」)

作者目録の「春鷗丸」が、本文では「御児」とされるが、十二人の作者全てが「冬興」「冬花」題で各一首、二題とも同一作者で番わかれており、作者の力量などを考慮して決められた組み合わせであろう。

この二本のうちいずれかが、「大日本歌書綜覧」に記述された伝本であるか否かは明らかではないが、少なくとも同系統の伝本であったことは認められよう。何より「人々」あるいは「宮人たち」としか知られていなかった作者名が明確に記されている伝本として、意義のある伝本として注意すべきではあるまいか。

大谷本と淑徳本を比較してみると、若干の異同は存するものの、概ね同一といつてよさそうである。ただ、二箇所、注意しておきたい異同が存する。

まず、四番の蘆庵再判の後にある次の記述が、淑徳本には見られない。

後に勝義がいへるやう、右哥判者の書損にあらず。月花のながめはやどにうらみもとあらば承よし、といふべきか、詞のたらぬにてあらんと。

此事よくみられたり。老耄短慮にて心つかで書損かとかけること、くちをし。

大谷本では、蒿蹊の判は三、四字分下げ、蘆庵の再判は歌と揃えて明確に区別されているが、この記述は蘆庵の再判と



字高を揃えて記されている。ここに見られる勝義とは、蘆庵の家集『六帖詠草』にもその名の見える人物であり、

勝義があづまへまかりけるみちの記をみするに、くさぐさをかきことおほかなる中に、かすめるふじのあけはの  
の気しきいはんかたなくよくかきたるに、かきそへたりし

みずもあらずみもせぬふじの面かけをさながらうつすことのはの色（一三九四）

とあり、また、

勝義があづまにくだるに橘の千蔭がりいひやる

立ちよらば立ちもよらせよ橘のかげふむ人は道まどひせじ（一七一九）

かへしに、陰ふむみちはおほけなきものから立ちよらばなどうけたまはるこそうれしう覚え侍れとかきて、たぐひ  
なきことばの花の香をしめて立ちよる人の袖もなつかし

などである。これは千蔭の『うけらが花』にも

京の小沢蘆庵に物学べる小野勝義、おほやけ事にてむ月のはじめここにまゐりけるにことづけて、蘆庵がもとより、  
立ちよらばたちもよらせよたちばなのかげふむ人は道まどひせじ、といひおこせければ、返しに

たぐひなきことばの花の香をしめて立ちよる人の袖もなつかし（一五一五）

とある。「老笔」は一番の蘆庵再判にも「未練の蘆庵老笔まで未了解」のように用いられており、当時七十八歳であつた蘆庵の記述であるとして間違ひなからう。これは、四番右

月花のなかめをうるとき一年のやとのうらみそ雪にはれぬる

についての高蹊の判

右、てには同じことにて、ながめはうらみもとあるが承より、（以下略）

とあるのに対して、蘆庵が、

右歌判詞、ながめはうらみもとあるが承よしとか、れたる、これはいかなる心にや、いとわきまへがたし。もし書損か。仰ごとをうけて判する歌合に書損あるべきやうなし。いとおぼつかなし。

としたことを受けてのことである。歌中の「ながめを」「うらみぞ」を蒿蹊が「ながめは」「うらみも」としたほうが聞こえが良いと判に述べたものを、蘆庵は「ながめはうらみも」という連続した文言と読み誤って、その不審を再判に記したのである。後になって、読み違いであることを勝義に指摘され、蘆庵自身が書き加えたものであろう。ただし、大谷本の筆跡を蘆庵の自筆資料と比較するに、蘆庵の自筆本ではなく、その転写本である。

また、十二番の蒿蹊判の末尾に「書愚考」とあり、その下に行をずらして「閑」の一字を書き添える。蒿蹊は別号「閑田子」、殊に蓮華王院付近に居住した寛政七年（一七九五）頃から「閑田廬」と称している。真仁法親王は二人に判をさせようとはしていたが、作者名を削除しての三人目以降は、当初は考えていなかったものであり、蒿蹊と蘆庵の自筆本を所持するつもりだったのであろう。蘆庵は蒿蹊自筆判本を与えられ、そこに再判を記して返納したのであろうが、自分の手許に残す為に原本の形態をそのままに書写したのであろう。これなどは、蘆庵再判時の、蒿蹊自筆判原本の痕跡であるとみられそうである。原本の形態という点で更に付け加えるならば、大谷本は十二番全てが、丁の表に歌を書き、その丁の裏から判を記すという形式で書写されているが、これは、蒿蹊と蘆庵に判を依頼するに際し、そのためのスペースを確保した書写本を与え、そこに判を記入させたはずであり、この歌合元来の書写形態を踏襲したものであると言えそうである。

蘆庵の追記は、宣長の加筆のために用意された別系統本である九大本・熊谷本、その流れを汲む志香須賀本にもみられず、大谷本にのみみられる独自本文であることが認められる。淑徳本での誤脱をも考慮せねばなるまいが、蘆庵の手許に残された蘆庵自筆転写本の他にも、返納された蘆庵自筆再判本が存したことは疑いなく、蘆庵の追記を有すか否かによって、大谷本と淑徳本をそれぞれ、蘆庵所持本と返納本の流れを汲む伝本であると考えることができるとはな

ろうか。返納本は、作者らによっても転写されたはずであり、「書愚考 閑」は転写の間に欠脱したものとみておきたい。

ともあれ、大谷本と淑徳本とも、従来知られていなかった作者名を有すること、早くに『大日本歌書綜覧』に紹介されたものと同じと考えられる系統の伝本であるところからも、その資料的価値は大きいといえよう。殊に大谷本は、原本に近い形態を残し、更には蘆庵所持本の流れを汲む伝本として、より意義深い一本であるといえるのではなからうか。

## 五

以上、「小坂殿十二番歌合」について、従来知られていなかった三本を中心に略述した。ここで、管見に触れた五本を分類すると、次のようになるであろうか。繰り返し返すことになるが、Ⅱ類・Ⅲ類での増幅は、享受者によってなされたのではなく、主催者の意図によってなされたのであり、その点を考慮せねばならない。

Ⅰ類（蒿蹊判・蘆庵再判のみで、作者名を有する。）

甲・大谷本（蘆庵所持本）

乙・淑徳本（返納本）

Ⅱ類（蒿蹊判・蘆庵再判に加え、宣長加筆を有する。作者名無し。）

熊谷本

九大本

Ⅲ類（蒿蹊判・蘆庵再判・宣長加筆に加え、橘千蔭の評がある。作者名無し。）

志香須賀本

この歌合の行われた寛政十二年十二月からわずか半年ほどの翌享和元年（一八〇一）七月に蘆庵七十九歳、更に九月

には加筆からわずか一ヶ月後の宣長七十二歳、そして六年後の文化三年（一八〇六）七月には蒿蹊七十四歳で、八年後の同五年（一八〇八）九月には千蔭七十四でそれぞれ没している。江戸後期を代表する四人の歌人たちの、晩年の、歌に即した具体的な歌評のあり方を示すものとして、また、堂上と地下の関わりを考える上でもこの「寛政十二年十二月小坂殿十二番歌合」の持つ意義は大きいといえるのではなからうか。他にも興味深い点は少なくはないが、後考を俟ちたい。

- (1) 昭和四十一年三月 白帝社
- (2) 昭和二十九年十月 三省堂
- (3) 東海学園国文叢書第七篇 昭和五十一年十月
- (4) 昭和五十二年九月 筑摩書房
- (5) 「宣長判寛政元年歌合（全集未収録）について」（「語文研究」第四十七号 昭和五十四年六月）
- (6) 河喜多真彦 嘉永二年刊。
- (7) 以下、家集は「新編国歌大観」、随筆は「日本随筆大成」所収本文に拠った。  
貴重な御蔵書の閲覧・複写を御許可下された久曾神昇氏、大谷大学図書館、九州大学図書館、愛知淑徳大学図書館に衷心御礼申し上げます。

（文学部非常勤講師）